

直言

日米首脳会談もおわり、三木内閣にとっては日中平和友好条約交渉が残された外交懸案であるだけに、秋に向けて再び新しい動きが試みられそうである。

中国は「覇権」問題にひきつづき固執するだろうが、それは中国にとって、「覇権」条項入りの日中平和友好条約は、第一に、ソ連が「協議条項」

ソ印条約のように、一旦緩急あれば両締約国が政治と軍事の面で協議する)入りの平和友好条約をアジア全域に張りめぐらすこととしていそいそとへの対抗的な橋頭堡(きょうとうぼ)になるからである。第二には「覇

権」という言葉の来歴からして日本との国際的位置からしても、日本との条約をその先例にしたいからであろう。つまり、「覇権」条項入りの日中平和友好条約は、ある意味で「日中安保条約」的な性格を帯びること

約本文にはもとより、前文にも含まず、外相談話というかたちで、日中共同声明の精神を生かすべきだと考えている。もしも、中国側が、このような選択に应诉ることができない場合は、残念ながら、交渉を長

「覇権問題」への提言

なかじま
中嶋 嶺雄

になるのである。

期化すべきであろう。その場

それだけに、わが国としては、難しい立場にあるのだが、やはり、わが国の立場を中国側にも認識してもらって粘り強い交渉をつづけねばならない。

合、わが国としては、すでに中国が死文化しているといっている中ソ友好同盟条約の期限満了時まで待つて決断すべきではないか。一九五〇年に結ばれた三十年期限のこの軍事同盟条

約については、もしも中ソ双方が死文化した条約を本当に廃棄するつもりなら、どちらかが期限満了の一年前に通告しなければならぬから、同条約の期限満了時といっても、一九七九年四月まであと四年半ばかりに迫っているのである。

あと四年半のうちには、中国は、毛・周以後の時代への輪郭を明らかにするであろう。中国や中ソ対立の将来についての巨大な不可測性も、その頃には排除することができようであろう。条約は国家百年の計に立つべきものであるだけに、ここで四年半という歲月は決して長いものではないのである。

(東京外大助教授)